

事件記録保存のあり方についての追加意見

2023年3月14日、最高裁判所「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」のために、奥山俊宏
okuyamatoshihiro@gmail.com、<http://twitter.com/okuyamatoshi>

さる1月23日には、意見を申し述べる貴重な機会をいただき、ありがとうございました。
その際に申し上げたことに補足して、いくつか追加して意見を申し述べたいと考え、このレジュメをしたためました。ご参考にしていただければ、と思います。

●東京地裁の運用要領に対する評価について

東京地裁において2020年2月に定めた運用要領について、1月23日の有識者委員会会合で、ご質問にお答えするなかで、私は「おおむね評価できる」というような趣旨の意見を申し述べました。

しかしながら、これを申し述べた後の2月10日、以下のような事情を知るに至りました。

すなわち、運用要領にある「主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」の文言の意味内容について、東京地裁は、「2020年2月18日以降に発行された主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」と限定的に解釈し、「2020年2月17日以前に発行された主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」についてはその対象外としてその記録の廃棄をなお継続する考えであるとのことでした。

私としては、こうした運用は誤ったものであり、ただちに是正されるべきであると考えます。

重要な事件の記録の保存について、最高裁判務総局総務局長は2022年4月20日の衆院法務委員会で、「以前、著名な事件についての保存がされていないのではないかという御指摘をいただいたこともありまして、それ以降、令和2年（2020年）くらいから、各地できちんとそれを、運用を改めるといようなことが行われました」と答弁し、その上で、東京地裁が2020年に定めた運用要領の内容について「地域面を除く主要日刊紙のうち2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件を保存に付する」といような客観的な基準を設けた」などと説明し、「近年、運用をしっかりと改めたというところがございますので、これをしっかりと運用を続けていきたいというふうに思っております」と答弁しておられます。ところが、実際には、東京地裁は運用を一部しか改めず、「主要日刊紙のうち2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件を保存に付する」といような客観的な基準を独自の解釈で無視し、そうした事件の記録の廃棄を継続しています。これでは、表で言っていることと、裏でやっていることが異なる、というように見えます。

たとえば、公益通報者保護法の改正法の制定（2020年6月）にも影響を与えた著名な訴訟である浜田正晴さん vs. オリンパス社の訴訟の記録は、「主要日刊紙のうち2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件を保存に付する」との基準を満たしているにもかかわらず、2022年2月に東京地裁によって廃棄されてしまいました。これは「運用をしっかりと改めた」はずの後のことです。原告当事者である浜田さんとその訴訟代理人だった中村雅人弁護士は現在、裁判所に対して記録の復元を求めています。

この廃棄例における東京地裁のように、あまりに牽強付会な詭弁を弄することそのものが裁判所への信頼を揺るがせることになると思います。もし仮に有識者委員会において、そうした解釈がなされる余地があるという前提に立たれるのであれば、私としては、この運用要領をおおむね評価できるとの前言を撤回し、全く評価できない、と言わなければならないと考えております。

●地方の裁判所の運用要領では「地域面を含む」とすべき

東京、大阪、福岡、神奈川、千葉、神戸、京都を除く各道県所在の各地方裁判所においては、「主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」のうち「地域面を除く」を削除し、代わりに「地域面を含む」とすべきと考えます。すなわち、大都市圏ではない地方においては、地域版のみに掲載された事件であっても、特別保存の対象にすべきだと考えます。そうしなければ、「当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」の記録の保存が漏れることになるのが確実だからです。

新聞記者としての私の経験によれば、主要全国紙は発行本社所在地（東京、大阪、名古屋、福岡）やその通勤圏の裁判所の事件について、地域版ではなく、本紙（全国版）に記事を掲載し、一方、そうではない地方の裁判所の事件は当該地方の地域版に記事を掲載する傾向が強くなります。これはそれら新聞の成り立ち（東京、大阪の新聞から出発して全国に拡大していった経緯）や読者層から来る内在的な性格であると思います。このため、たとえば盛岡地裁において、「地域面を除く主要紙」といような絞りをかけますと、1月23日の有識者委員会会合でご紹介いたしました東日本大震災関連の事件の記録も以下のとおり保存されない結果となってしまいます。

○震災の9カ月後に亡くなった陸前高田市の男性（当時56）の妻（50）が、陸前高田市を相手取って、震災関連死と認めず、災害弔慰金250万円を不支給とした市の決定取り消しを求めた訴訟で2015年3月13日、盛岡地裁が、震災との因果関係を認め、市の処分を取り消す判決を言い渡した事例。

主要4紙のデータベースを調べましたところ、この事例について朝日、毎日、読売の3紙が地域版で報道していました。それに加えて、読売と日経は夕刊（全国版）でも報道していましたが、岩手県は夕刊が配達されないエリアです。したがって、盛岡市内に配達される新聞でこの判決の報道ぶりを見たとき、主要3紙が岩手地域版でのみ扱ったということになるかと思われまます。つまり、この事件は「主要日刊紙のうち2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」との要件に該当しないということになるかと思われまます。

○盛岡市にあったデパート「中三盛岡店」で東日本大震災発生3日後に起きたガス爆発事故で、中三（青森市）と死亡した焼き鳥店長の男性（当時44）の長男が、盛岡ガスを相手取って損害賠償を求めた訴訟で、盛岡地裁が2016年4月22日にいずれの請求も棄却する判決を言い渡した事例。

主要4紙のデータベースを調べましたところ、この事例については、朝日、毎日、読売の3紙はいずれも地域版で報道していましたが、全国版での報道は見当たりませんでした。「主要日刊紙のうち2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」の要件に該当しないということになります。

●特別保存の要望が不活発である背景事情の一つ

1月23日の有識者委員会会合で、特別保存の要望があまり出されない理由に関するご質問を頂いたかと思ひます。参考情報として、私の経験を申し述べたいと思ひます。

盛岡地裁の上記2つの事例を含むいくつかの事件記録について、奥山個人において、次の震災への教訓とするためにも保存する必要性は大きいと考え、2020年秋、盛岡地裁に2項特別保存を要望する書面を郵送しました。しかしながら返信はありませんでした。東京地裁と異なり、盛岡地裁においては、特別保存に付した事件のリストを公開していませんので、特別保存の要望が功を奏したかどうかは現時点でなお不明です。これでは、特別保存を要望しようという意欲がどうしても減退します。

ちなみにということで申し上げますと、別件で千葉地裁に出した特別保存の要望につきましては、その後、同地裁から「特別保存に付すことになりました」旨のご返信を頂きました。このため、特別保存の要望を出した甲斐があったと感ずることができました。これに対し、盛岡地裁は「のれんに腕押し」で、そうしたやりがいを感じることができませんでした。

特別保存の要望が活発になされる環境を形成するためには、可能な範囲で要望の結果を通知する運用をお勧めしたいと思ひます。

●典型的に特別保存に付す範囲の拡大を検討すべき

「主要日刊紙のうち、2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件」の要件が適切にあてはめられれば、保存されるべきものはおおむね保存されることになるであろうと思ひますが、そうであっても、漏れが生ずることは、程度の差こそあれ不可避です。そうした漏れを少しでも小さくするため、類型を定め、それにあてはまる記録は原則として一律、特別保存とする、というような運用の拡大を検討すべきだと思ひます。

たとえば、国の行政文書の管理に関するガイドラインにならって、「東日本大震災関連」とか「コロナ禍関連」とかの類型に当てはまるかものは、その「総体」として保存するべきであろうと思ひます。

また、たとえば、▽株主代表訴訟、住民訴訟、消費者団体訴訟、公職選挙法に基づく訴訟、▽国や地方自治体、独立行政法人、特殊法人、整理回収機構など公的機関が当事者となった訴訟、▽公益通報者保護法の適用が問題となった事例、会社法の適用が問題となった事例など——につきましては、人による判断を介することなく典型的・自動的に特別保存に付すルールにすることが考えられます。

●ルールの継続的改善の仕組みを

記録保存のあり方について何らかのルールを定めてそれに基づいて実際の運用を始めた後も、そのルールや運用に改善すべきところがないか、不断の見直しを継続し、改善を躊躇しない、というような姿勢が必要です。規程の附則に「この規程改正の施行後3年を目途として、この規程の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」といった定めを入れるなど、そうした姿勢を明文化しておくのも一案であると思ひます。

以上